

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・放送法施行規則の一部を改正する省令案
- ・日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案

※ 上記の省令案及びガイドライン案（以下「省令案等」という。）について、改正前の放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）及び改定前のガイドライン（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン（平成 26 年 11 月策定。以下「現行ガイドライン」といいます。））中の放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の条項は、放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号。以下「改正法」といいます。）附則第 1 条第 2 号の規定により改正法の公布の日（令和 6 年 5 月 24 日）から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行する予定の改正法第 1 条の規定による改正後の放送法の条項が反映されていることを前提としています。なお、改正法第 1 条の規定による改正後の放送法の条項を踏まえた放送法施行規則の改正及び現行ガイドラインの改定は、別途実施予定です。

2 意見募集の趣旨・目的・背景

令和 6 年 5 月 24 日に公布された「放送法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 36 号）は、公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内で施行することとされています。

今般、この法律の施行に必要となる関係規定の整備を行うため、「放送法施行規則の一部を改正する省令案」、及び「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインの改定）」を作成しました。

つきましては、これらの案について次のとおり意見募集を行います。

3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するほか、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。また、総務省情報流通行政局放送政策課（総務省 11 階）において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： housou-hourei_atmark_soumu.go.jp

総務省情報流通行政局放送政策課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角文字に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局放送政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

5 意見提出期間

令和6年7月10日（水）から令和6年8月8日（木）まで（必着）

※郵送による提出の場合、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である省令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局放送政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ご記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である省令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先窓口

総務省情報流通行政局放送政策課

電 話：03-5253-5777

電子メールアドレス：housou-hourei_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「放送法施行規則の一部を改正する省令案」及び「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

省令案 訓令案	ページ番号	該当箇所	ご意見
放送法施行規則の一部を改正する省令案	○ページ	別表第○号 1（1） ア	

※赤字は記載例